定　　款

DIC株式会社

定　　款

第１章　　総　　則

（商　　号）

第１条　当会社は、ＤＩＣ株式会社と称し、英文では、DIC Corporation と表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　各種印刷用インキ、筆記用インキ、ワニスおよび特殊塗料の製造販売
（２）　染料、顔料およびその応用製品の製造販売
（３）　合成樹脂およびその応用製品の製造販売
（４）　天然樹脂、分解性プラスチックおよびその製品の製造販売
（５）　医薬品、医薬部外品、医療用具、化粧品および洗剤ならびにこれらの関連製品の製造販売
（６）　劇毒物を含む無機および有機工業薬品ならびに肥料および農薬の製造販売
（７）　食品、食品添加物、飼料および飼料添加物の製造販売
（８）　石油化学製品およびその関連製品の製造販売
（９）　印刷用材料、紙、紙加工品および包装材料の製造販売
(10)　車輌、船舶および航空機用、電気および電子機器用ならびにクリーンエネルギー発電および蓄電装置用化学製品の製造販売
(11)　印刷用機械、建築資材製造用機械、包装用機械、合成樹脂加工用機械、その他各種機械およびその附属品の製造販売
(12)　住宅の建築、住宅機器、建築用器材および公害防止機器の製造販売
(13)　建設工事の設計、施工および請負
(14)　水処理その他環境保全用、化学工業用などのプラントの設計、製作、請負、監理、保守およびコンサルティング業務
(15)　保健、衛生、体育、美術および娯楽に関する施設の運営ならびにこれらに関連する諸器具、用品の製造販売
(16)　種苗の生産販売
(17)　不動産の売買、賃貸借および管理
(18)　情報処理サービスおよび音声、データ、画像伝送などの情報通信サービスならびにこれらに関するソフトウェア、システムおよび機器の製作、販売
(19)　貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および倉庫業ならびに貨物運搬用化学製品の製造販売
(20)　労働者派遣事業
(21)　環境の調査、測定および土壌、水などの浄化処理ならびに産業廃棄物の処理事業
(22)　前記各号およびこれらに関連する製商品の輸出入
(23)　前記各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都板橋区に置く。

（機　　関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査役
（３）　監査役会
（４）　会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、150,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを

公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第 11 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招　　集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

（招集権者および議長）

第 14 条　株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

２．当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第 18 条　当会社の取締役は、14 名以内とする。

（取締役の選任方法）

第 19 条　取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 20 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役会の招集権者および議長）

第 21 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

２．当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 22 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 23 条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（代表取締役）

第 24 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

（取締役会規程）

第 25 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 26 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 27 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第１項に定める最低責任限度額とする。

第５章　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第 28 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任方法）

第 29 条　監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（補欠監査役の選任に係る決議の効力）

第 30 条　補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該選任のあった株主総会後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第 31 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した

監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役会の招集通知）

第 32 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（常勤監査役）

第 33 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会規程）

第 34 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 35 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 36 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第１項に定める最低責任限度額とする。

第６章　相談役および顧問

（相談役および顧問）

第 37 条　取締役会は、その決議によって相談役、顧問各若干名を定めることができる。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第 38 条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 39 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 40 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第 41 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．未払の前項に定める配当財産に対しては、利息をつけない。

（附則）

１．現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）は、2022 年９月１日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。

３．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以　上

（2022 年３月 29 日　現在）